

日進市地域包括支援センターにおける包括的支援事業実施方針（改定前後比較）

改定（案）	改定前
<p>1 目的 この方針は、介護保険法第115条の47の規定に基づき、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本的な考え方、業務推進の指針等を明確にするとともに、センター業務の円滑で効率的な実施に資することを目的とする。</p> <p>2 日進市における地域包括ケアシステムの構築に向けた方針 日進市は、「共に支え合い、健やかに暮らし、誰もが尊重されるまち」を基本理念として、①在宅医療と介護のさらなる連携推進等「専門職の連携による支援の体制づくり」、②多様な主体による介護予防・日常生活支援総合事業の推進、身近な地域における見守り等の生活支援体制の拡充等「地域の支え合いによる支援の体制づくり」、③専門職による支援と支え合いによる支援の両面による「認知症支援の体制づくり」を柱として、地域包括ケアシステムの構築を図る。</p> <p>3 地域包括支援センターの目的等 (1) センターは、高齢者が住みなれた地域で安心して尊厳ある生活を継続することができるよう、心身の健康保持及び生活の安全のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援し、地域包括ケアシステムの構築に向けて中心的な役割を果たすことを目的とする。 (2) 包括的支援事業等の実施に当たっては、「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日付老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に基づき行うものとする。 (3) 日進市は地域包括支援センターの設置主体として、その目的を達成するための体制整備に努め、センターの運営について適切に関与する。 (4) 日進市地域包括支援センター運営部会（以下「運営部会」という。）は、地域包括支援センターの運営に関する事項について評価等を行うことにより、センターの適切、公平かつ中立な運営を確保する。</p> <p>4 運営上の基本的な考え方 (1) 公益性の視点 ア センターは、地域の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行う。 イ センターの運営費用は、日進市民の負担する介護保険料や国・県・市の公費によって賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行う。 (2) 地域性の視点 ア センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関として、担当圏域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。 イ センターは、担当圏域ごとに地域ケア会議を開催し、地域の住民や関係団体等の意見を幅広く吸い上</p>	<p>I 方針策定の趣旨 この「日進市地域包括支援センターにおける包括的支援事業実施方針」は、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本的な考え方、業務推進の指針等を明確にするとともに、センター業務の円滑で効率的な実施に資することを目的に策定する。</p> <p>II 地域包括支援センター等の意義・目的 1 センターは、高齢者が住みなれた地域で安心して尊厳ある生活を継続することができるよう、心身の健康保持及び生活の安全のために必要な援助を行うことにより、福祉の増進及び保健医療の向上を図り包括的に支援していく中で、地域包括ケアシステムの構築に向けて中心的な役割を果たすことを目的とする。 2 センターの設置責任主体は日進市であることから、日進市は地域包括支援センターの設置目的を達成するための体制整備に努め、その運営について適切に関与する。 3 日進市が設置する地域包括支援センター運営部会は、地域包括支援センターの運営に関する事項について、承認や協議などを行う役割を担うことにより、適切、公平かつ中立なセンターの運営を確保する。</p> <p>III 運営上の基本的な考え方や理念 1 公益性の視点 (1) センターは、地域の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行う。 (2) センターの運営費用は、日進市民の負担する介護保険料や国・県・市の公費によって賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行う。 2 地域性の視点 (1) センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当圏域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。 (2) 担当圏域ごとに地域ケア会議を開催し、地域の住民や関係団体等の意見を幅広く吸い上げ、日々の活動</p>

げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組む。

(3) 協働の視点

ア センターの保健師・看護師、社会福祉士、主任介護専門員等の専門職種は、地域の課題に対する共通認識を持ち、理念・方針を理解したうえで目的や情報を共有し、連携・協働して、チームとして業務を行う。

イ 尾張東部権利擁護支援センターや障害者相談支援センターの他、地域の保健・医療・福祉・介護の専門職やボランティア、民生児童委員等の関係者と連携を取りながら効果的な高齢者支援を行う。

5 業務推進の指針

(1) 事業計画の策定

センターは、別に定める重点課題に則して担当圏域の実情に応じた重点課題・重点目標を設定し、特色のある創意工夫した事業運営に努める。

(2) 設置場所

センターは、運営上の基本的な考え方に立って、担当圏域内に事務所を設置する。

(3) 職員の確保及び資質の向上等

ア センターは、多様なニーズに対応できる経験のある職員の確保及び育成を行う。

イ センター職員は、常に自己研鑽に努めるとともに、地域住民の支援にあたっては、住民の最善の利益を図り、地域の関係機関等との情報共有、業務協力、交流等を通じた連携に努める。

ウ センター職員は、別に定める日進市地域包括支援センター職員研修計画に基づいて研修を受講する。

(4) 地域との連携

センターは、地域ケア会議等の場を通じて、地域住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の業務に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向け取り組む。

(5) 日進市との連携

センターは、日進市と日常的に連携を図るとともに、日進市が主催する地域包括支援センター連絡会等に参加し地域課題の解決に取り組む。

(6) 個人情報の保護及び守秘義務

センターは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び日進市個人情報保護（平成27年日進市条例第17号）に基づき、個人情報の適切な管理を行う。特に高齢者等の多種にわたる個人情報を扱うことになるため、その情報管理には万全を期する。また、センターが保有する高齢者等の個人情報が業務外の目的で使用されることや不特定多数の者に漏れることのないよう、情報管理を徹底するとともに、守秘義務を遵守する。

(7) 広報活動

センターは、センターの業務等を紹介するパンフレットやチラシ等を作成し、地域住民や関係機関等へ積極的に広報する。

(8) 公正・中立性の確保

センターは、介護保険サービス事業者、居宅介護支援事業所等の紹介を公正・中立に行う。また、公正・中立性の確保を図るため、運営部会への報告・説明等に協力する。

に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組む。

3 協働性の視点

(1) センターの保健師・看護師、社会福祉士、主任介護専門員等の専門職種が相互に情報を共有し、理念・方針を理解したうえで、連携・協働の事務体制を構築し、業務全体をチームとして支える。

(2) 尾張東部成年後見センターや障害者相談支援センターを始め、地域の保健・福祉・医療の専門職種やボランティア、民生児童委員等の関係者と連携を取りながら活動する。

IV 業務推進の方針

1 運営体制

(1) 事業計画の策定

センターは、地域の実情に応じて必要となる重点課題・重点目標を設定し、各地域での特色のある創意工夫した事業運営に努める。

(2) 設置場所

運営における基本的視点（公共性、地域性、協働性）に立って事務所を設置する。

(3) 職員の姿勢

センターの業務は、地域に暮らす高齢者が、住み慣れた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に当事者に最善の利益を図るために業務を遂行する。

(4) 個人情報の保護

センターは、高齢者等の多種にわたる個人情報を得ることになるため、その情報管理には万全を期する。また、センターが有する高齢者等の個人情報が、業務外の目的に使用されることや不特定多数の者に漏れることのないよう情報管理を徹底するとともに、守秘義務を遵守する。

6 包括的支援事業

(1) 総合相談支援業務

総合相談支援業務は、センター事業実施のための基盤的役割を果たすものとして、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う。

ア 総合相談業務

- ・高齢者が住み慣れた地域において安心して生活できるよう支援する中核的拠点として専門的・継続的に相談できる体制をつくる。
- ・相談等を通じて、センターが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合には、必要に応じて適切な支援関係機関につなぐよう努める。

イ 地域包括支援ネットワークの構築

- ・高齢者本人やその家族、介護保険サービス事業者、行政機関、関係団体、民生委員、地域住民等の人的資源からなる地域包括支援ネットワークを構築、活用し、地域包括ケアを深化させる。
- ・地域包括支援ネットワークの構築にあたっては、担当圏域の人口や高齢化率、要介護認定率等のデータ、地域ケア会議や協議体、地域の社会資源や既存のネットワークを活用する。

ウ 実態把握

- ・高齢者の心身状態や家庭環境、担当圏域の状況等についての実態を把握し、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見できるよう取り組む。
- ・実態把握は、相談事例や基本チェックリストの分析、地域活動への参加、高齢者本人やその家族、近隣住民や支援者などを通じて行う。

(2) 権利擁護業務

権利擁護業務は、困難な状況等にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行う。

ア 成年後見制度の活用促進

- ・認知症等により判断能力の低下が見られる高齢者への適切な介護サービス利用や金銭管理、買い物そ

2 総合相談支援業務

(1) 総合相談業務

高齢者が地域において安心して生活できるよう、支援する拠点（中核的拠点）としての役割を果たすため、関係機関との連携のもと、様々な相談に対して総合的に相談できる体制をつくる。

(2) 地域におけるネットワークの構築

① 地域の社会資源やニーズの把握

ア センターは、地域包括ケアのコーディネートを行うため、地域の社会資源やニーズを把握し、相談時に適切な情報を提供し、相談活動を効果的・効率的に行う。

イ ネットワーク構築にあたっては、サービス提供機関や専門相談機関等のマップ、名簿作成により、活用可能は機関・団体等の把握などを行う。

② ネットワークの構築

ア 地域の様々なネットワークを通じて、高齢者の実態把握を行うとともに、総合相談等を通じて、支援が必要と判断された高齢者に対して、センターの各専門職によるチーム支援を行う。

イ 認知症高齢者の見守りや消費者被害防止、閉じこもり予防というニーズに対応し、これらのネットワークを有効に活用する。

ウ 支援を必要とする高齢者を見出し、保健・医療・福祉サービスを始めとする適切な支援につなぎ、継続的な見守りを行う。

(3) 実態把握

① 地域の高齢者の心身状況や家庭環境等についての実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるよう取り組む。

② 地域住民や関係機関から支援が必要な高齢者の情報収集を行う。

3 権利擁護業務

(1) 権利擁護

① 基本姿勢

複数の問題を抱えたまま生活する高齢者が、自らの権利を理解し、行使できるよう、専門性に基いた支援を行う。

② 成年後見制度

ア 認知症などにより判断能力の低下が見られる高齢者には、適切な介護サービス利用や金銭管理、法

<p>の他の日常生活、法律行為などの支援のため、成年後見制度の活用を図るとともに、制度の普及啓発に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度活用のために、制度の普及啓発、利用に関する判断、利用申し立ての支援、地域の医療機関との連携、尾張東部権利擁護支援センター等の団体との連携を行う。 <p>イ 老人福祉施設等への措置の支援</p> <p>高齢者本人の生命や身体、財産を保護するため、老人福祉法上の措置が必要な場合は、日進市と連携を図って支援を行う。</p> <p>ウ 高齢者虐待への対応</p> <p>「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」や「日進市高齢者虐待への対応手順」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、日進市と連携を図り、適切な対応を行う。</p> <p>エ 困難事例への対応</p> <p>困難事例に対しては、「日進市困難ケースへの対応手順」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、センターの各専門職が連携して対応策を検討するとともに、市や関係機関との連携を行う。</p> <p>オ 消費者被害防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「日進市消費者被害への対応手順」に基づき、地域団体・関係機関との連携のもと、消費者被害情報の把握を行い、被害の未然防止や再発防止を支援するとともに、被害対応のため日進市や日進・東郷消費生活センターと連携して支援する。 ・消費者被害の拡大防止や消費者被害を予防するための地域づくりを行う。 <p>(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務</p> <p>包括的・継続的ケアマネジメント支援業務は、地域において、多職種相互の協働等により連携するとともに、包括的・継続的ケアマネジメントを実現するため、連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行う。</p> <p>ア 包括的・継続的なケアマネジメントの環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多種多様な関係機関に関する情報提供、関係機関への周知、意見交換等の場の設定、情報共有のためのルールづくり等により、地域における関係機関と介護支援専門員との連携体制の構築を支援する。 ・居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員や介護支援専門員同士のネットワーク構築を支援するとともに、研修や事例検討会、地域ケア会議等を通じて包括的・継続的ケアマネジメントを実践する能力向上を支援する。 <p>イ 介護支援専門員による個別ケアマネジメントに対する支援</p> <p>① 日常的個別指導・相談</p> <p>介護支援専門員の日常的な業務の実施に関し、センターとしての役割や立ち位置を常に認識しながら状況に応じたサポートを行う。</p> <p>② 困難事例等への指導・助言</p> <p>介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導・助言等を行う。また、介護支援専門員が自らの解決能力を高め、困難事例の解決の糸口を見出し、必要な連携・協力ができる</p>	<p>律行為などの支援のため、成年後見制度の活用を図る。</p> <p>イ 成年後見制度の円滑な利用にあたって相談に応じ、尾張東部成年後見センターを始めとする関係機関・団体等の紹介などを行う。</p> <p>ウ 関わる親族がいない場合は、成年後見制度利用の市長申し立てについて、市に要請を行う。</p> <p>③ 老人福祉施設への措置</p> <p>判断能力が低下した高齢者を虐待等から保護するため、老人福祉法上の措置が必要な場合は、市と連携を図って支援を行う。</p> <p>④ 高齢者虐待への対応</p> <p>「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」と「日進市高齢者虐待への対応手順」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市と連携を図り、適切な対応を行う。</p> <p>⑤ 困難事例への対応</p> <p>困難事例を把握した場合は、「日進市困難ケースへの対応手順」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、センターの各専門職が連携して対応策を検討するとともに、市や関係機関との連携も密に行う。</p> <p>⑥ 消費者被害防止</p> <p>「日進市消費者被害への対応手順」に基づき、地域団体・関係機関との連携のもと、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により、被害を未然に防ぐよう支援をするとともに、被害の回復のため関係機関を紹介する。</p> <p>4 包括的・継続的ケアマネジメント業務</p> <p>(1) 包括的・継続的なケアマネジメント体制の構築</p> <p>①施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携を構築するとともに、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援する。</p> <p>②地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備する。</p> <p>(2) 介護支援専門員に対する支援</p> <p>① 日常的個別指導・相談</p> <p>介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地から個別指導や相談への対応を行う。</p> <p>② 困難事例等への指導・助言</p> <p>地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導・助言等を行う。また、介護支援専門員が自らの解決能力を高め、困難事例の解決の糸口を</p>
--	---

<p>よう支援を行う。</p> <p>(4) 地域ケア会議の実施 専門職や多様な地域の関係者が参加し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、高齢者の個別課題の解決、課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築、個別課題の分析による地域課題の把握を目的とした地域ケア会議を開催する。また、抽出された地域課題は地域包括ケア検討会議において報告し、地域づくり、資源開発、政策形成に結び付ける。</p> <p>(5) 第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。） 介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）のうち、介護予防・生活支援サービス事業等を利用する事業対象者に対して、介護予防や日常生活の自立支援に向けたケアマネジメントを行う。なお、当該事業は後述の9(1)「第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものに限る。）」と一体的に行うものとする。具体的なケアマネジメントの実施方法は、「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」（平成27年6月5日振発0605第1号厚生労働省老健局振興課長通知）を参考に行う。また、当該業務の一部については、指定居宅介護支援事業所に委託できるものとする。</p> <p>7 指定介護予防支援事業 介護保険における予防給付サービスを利用する要支援者に対して、日常生活の自立支援に向けたケアマネジメントを行う。なお、当該事業の実施にあたっては日進市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（平成26年日進市規則第3号）を遵守する。また、当該業務の一部については、指定居宅介護支援事業所に委託できるものとする。</p> <p>8 包括的支援事業（社会保障充実分）との連携 (1) 在宅医療・介護連携推進事業 日進市在宅医療・介護連携支援センター（やまびこ日進）と連携・協力し、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するため、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する。 連携・協力する具体的な事業としては、地域の医療・介護の資源の把握、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討、切れ目のない在宅医療と介在宅介護の提供体制の構築推進、医療・介護関係者の情報共有の支援、在宅医療・介護連携に関する相談支援、医療・介護関係者の研修、地域住民への普及啓発、在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携とする。</p> <p>(2) 生活支援体制整備事業 第1層及び第2層生活支援コーディネーターと連携・協力し、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行く。 連携・協力する具体的な取り組みとしては、資源開発（地域に不足するサービスの創出、サービスの担い手の養成、高齢者等が担い手として活動する場の確保等）、ネットワーク構築（関係者間の情報共有、サー</p>	<p>見出し、必要な連携・協力ができるよう支援を行う。</p> <p>③ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用 地域における介護支援専門員等が、日常的に円滑な業務が実施されるよう、介護支援専門員のネットワークを活用する。</p> <p>5 介護予防ケアマネジメント業務 (1) 介護予防ケアマネジメント ① 地域の高齢者が住みなれた地域で安心して生活を継続することができるようにするため、本人ができることはできる限り本人が行うことを基本とし、利用者のできることを利用者とともに発見し、利用者の主体的な活動と生活の質を高めることを目指す。 ② 具体的な目標を明確にしつつ、個々の高齢者に応じた総合的かつ効果的な支援計画を作成するとともに、サービスの提供を確保する。また、一定期間後は、初期の目標の達成状況を評価し、必要に応じて計画を見直す。</p>
--	--

ビス提供主体間の連携の体制づくり等）、ニーズと取組のマッチング（地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング等）、協議体への参加等とする。

(3) 認知症総合支援事業

ア 認知症初期集中支援推進事業

認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」と連携・協力し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。

イ 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症地域支援推進員と連携・協力し、医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制を構築するとともに、地域の実情に応じて、認知症ケアの向上を図るための取組を推進する。

連携・協力する具体的な取り組みとしては、認知症の人を支援する関係者の連携を図るための取組、認知症の人とその家族を支援する相談支援や支援体制を構築するための取組、認知症の人の家族に対する支援（認知症カフェの開催や介護教室の開催）等とする。

{ 5 業務推進の指針
(3) 職員の確保及び資質の向上等 } に記載

(2) 二次予防事業対象者の把握

- ① 要介護状態等になるおそれの高いと認められる高齢者を把握し、必要なサービスを提供することにより、介護予防の効果を発揮する。
- ② 一人ひとりの高齢者の生きがいや自己実現のための取組みを総合的に支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援する。
そのために、利用者の意欲が高まるよう適切な働きかけに努める。

(3) 一次予防事業の実施

介護予防に向けた取組が主体的に実施されるような地域社会の構築を目指して、健康教育、健康相談の取組を通じて介護予防に関する普及・啓発や地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援を行うことを目指す。

① 介護予防普及啓発事業

介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するためのパンフレット等の作成及び配布や介護予防普及啓発に資する運動教室など、介護予防教室等を開催する。

② 地域介護予防活動支援事業

介護予防に資するボランティア等の人材を育成するための研修の開催や介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援などを実施する。

6 その他

(1) 認知症高齢者及び家族への支援

- ① 認知症高齢者やその家族を支えるため、関係機関と連携を取りながら継続的な支援を行う。
- ② 地域住民や関係機関等が、認知症高齢者やその家族を地域で支え、見守る体制を構築するために、認知症に対する正しい知識の普及を行う。

(2) 職員のスキルアップ

センター職員は、相談技術やケアマネジメント技術の向上等、センターの業務に必要な知識・技術の

9 その他事業

(1) 第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものに限る。）

総合事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業等を利用する要支援者に対して、介護予防や日常生活の自立支援に向けたケアマネジメントを行う。なお、当該事業は先述の6(5)「第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）と一体的に行うものとする。具体的なケアマネジメントの実施方法は、「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」を参考に行う。また、当該業務の一部については、指定居宅介護支援事業所に委託できるものとする。

(2) 一般介護予防事業との連携

介護予防に向けた取組が主体的に実施されるような地域社会の構築を目指して、介護予防に関する普及・啓発や地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援を行う。

(3) 任意事業との連携

日進市と連携・協力して、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、被保険者及び要介護被保険者を現に介護する者等に対して必要な支援を行う。

連携・協力する具体的な事業としては、介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業、その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業（成年後見制度利用支援、福祉用具・住宅改修支援、認知症サポーター等養成、地域自立生活支援事業）等とする。

習得を目的とした研修や講習会等に積極的に参加する。さらに、各職員が学んだ技術・知識については、可能な限り全職員に伝え、共有することにより、センター全体のスキルアップを図る。